

事前質問に対する回答

2024年 1月25, 26日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課

事前にいただいたご質問(概要)

#	分類	ご質問内容(概略)	記載ページ
1	周波数移行の方針	周波数移行は決定事項なのか。	P3
2		利用エリアを区切る等一定の条件を満たす場合の継続利用の可能性はないのか。	P4
3		移行先の周波数帯はどこになるのか。	P5
4	新規開設の期限	5GHz帯無線アクセスシステムの登録が不可となる具体的な時期を教えてください。	P6
5	周波数の使用期限	既存設備の明け渡し(無線局の廃止)はいつになるのか。	P7
6		十分な移行期間を確保して欲しい。	P8
7	代替システム	<ul style="list-style-type: none">代替手段の各種システムの機器の候補を教えてください。移行について適切なシステム選定の支援をして欲しい。	P9
8		防災用途など一定の回線品質保証が求められるものについての移行先が見つからない。	P10
9		移行先のシステムが免許を要する場合、免許条件について配慮して欲しい。	P11
10		コミュニティFMの通信手段の1つとして衛星通信を使用しても問題ないのか。	P12
11		6GHz帯無線LANの屋外使用について制度制定の目途を伺いたい。	P13
12	移行費用	移行にあたっての補助制度について知りたい。	P14
13		<ul style="list-style-type: none">移行に要する費用はどこまで負担してもらえるのか。条件はあるのか。光回線への移行にあたり、山岳地帯への導入コストや通信費の負担はどうなるのか。営業における機会損失は補償の対象となるのか。	P15
14		移行に要する費用負担は令和7年度末時点での設置局に対してなのか。	P16
15		<ul style="list-style-type: none">終了促進措置の今後のスケジュール及び金額を説明会で提示して頂きたい。いつどのように割当(周波数移行)に関する協議が開始されるのか。	P17

事前にいただいたご質問(概要)

#	分類	ご質問内容(概略)	記載ページ
16	その他	対象となる無線機の登録状況の確認方法を知りたい。	P18
17		移行対象となる具体的な機器名を知りたい。	P19
18		登録局の有効期限が1年以上あっても事前に更新することはできるのか。	P20
19		移行システムを検討していく上では新たに機器の開発が必要になる場合も想定されるので、早期に5Gの認定事業者との調整が必要と考える。	P21
20	アンケート	<ul style="list-style-type: none">・アンケートについて、どこまで回答が必要か判断できない。・アンケートで選択肢が当てはまらない又はわからないものは空欄でよいか。	P22

<質問>

周波数移行は決定事項なのか。

<回答>

総務省では、有識者会合の報告書等を踏まえて、将来予測される電波利用ニーズに対応するため、第5世代携帯電話（5G）等の移動通信システムに関して、2020年度末を起点として、2025年度末までに、プラス6GHz幅の周波数帯域を確保することを目標として取り組んでおります。

現時点では、法令で決定された事項ではありませんが、この目標達成のため、4.9～5.0GHz帯については、これまで周波数再編アクションプランにおいて、令和7年度末までに5Gの周波数割当てを行うことを目標として示してきており、本アクションプランに基づいて検討を進めています。

なお、当該周波数帯については、昨年3月に携帯電話用周波数の需要調査を実施したところで、携帯電話事業者4社から割当てについて要望が出ているところです。

総務省としては、当該周波数帯は5Gの需要拡大に対応するために重要であると考えており、5GHz帯無線アクセスシステムの移行を進め、5Gの周波数割当てを行うことが望ましいと考えています。

<質問>

利用エリアを区切る等一定の条件を満たす場合の継続利用の可能性はないのか。

<回答>

5Gへの周波数の割当てにあたっては、全国でサービス展開することが前提であり、特定のエリアにおいて5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が運用を継続すると5Gの基地局展開ができなくなることから、既存システムの限定的な利用継続は想定していません。

<質問>

移行先の周波数帯はどこになるのか。

<回答>

今回の周波数移行にあたっては、新たな周波数帯に無線アクセスシステムの制度を作って、既存の設備を一律に移行することは想定しておらず、それぞれの利用用途に応じて適当な既存の無線システムあるいは今後使用可能となる無線システムへの換装を行っていただく必要があります。

<質問>

5GHz帯無線アクセスシステムの登録が不可となる具体的な時期を教えてください。

<回答>

新規に登録（開設）することが可能な期限は「令和7年度末まで」とする想定です。なお、当該期限後も別途定める周波数の使用期限までは再登録は可能となります。

<質問>

既存設備の明け渡し（無線局の廃止）はいつになるのか。

<回答>

既存無線局は、別途定める周波数の使用期限までに廃止しなければなりません。終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合は、認定開設者（本周波数帯に係る開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等）との協議により、相互の合意の下で具体的な移行時期を決定することとなります。

なお、周波数の使用期限については、今回のアンケート調査の結果も踏まえ、十分な移行期間を確保できるよう検討いたします。

<質問>

十分な移行期間を確保して欲しい。

<回答>

法的効力をもつ周波数の使用期限の設定にあたっては、今回のアンケート調査の結果も踏まえ、十分な移行期間を確保できるよう検討いたします。

なお、終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合には、周波数の使用期限までの期間内において、認定開設者との協議により、相互の合意の下で移行の時期を決定することとなります。

<質問>

- 代替手段の各種システムの機器の候補を教えてください。
- 移行について適切なシステム選定の支援をしてください。

<回答>

代替システムの候補は説明会においてお配りする資料において提示しています。各システムの詳細は「主な無線通信システムの紹介」を参照いただくようお願いいたします。

なお、実際に代替システムへの移行が可能かは、現在お使いの無線局の使用形態（通信容量、通信距離、設備構成、使用場所の環境等）によりますので、自身でのご判断が難しい場合は、現在お使いの設備の納入業者や施工業者等にご相談いただくようお願いいたします。

<質問>

防災用途など一定の回線品質保証が求められるものについての移行先が見つからない。

<回答>

防災・災害時使用の目的であれば、一般的には、衛星回線、自営回線であれば免許を要する固定局を使用するのが望ましいと考えます。また、通信距離が短い場合は、比較的設置が容易なFWAも候補となり得ます。

衛星回線に関しては、近年、ブロードバンド通信に対応した衛星回線のサービスも出てきているので、代替手段となる余地はあると考えます。

また、令和6年4月より「公共安全モバイルサービス」の開始が予定されております。当該サービスは、携帯電話技術を活用した公共安全機関（※）向けの無線システムであり、災害時優先電話に対応する等、一般ユーザによる設備混雑やトラフィック増加の影響を受けにくいことから、代替手段となる余地はあると考えます。

なお、5GHz帯無線アクセスシステム（登録局）は、キャリアセンスによって複数の無線局が同じ周波数を共用して使うものであることから、通信途絶のリスクが免許局に比べて高く、重要回線で使用することは本来適切ではないと考えます。

※ 電気通信事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関（災害救助機関、電力・水道・ガスの供給に係る機関、重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関等）

<質問>

移行先のシステムが免許を要する場合、免許条件について配慮して欲しい。

<回答>

免許局だから必ずしも条件が課されるというものではありませんが、既存の無線局との混信回避等、真に必要な範囲において条件が課されるものであるため、周波数移行する無線局に特別な配慮を行うことができるものではありません。

なお、免許局の場合、他の無線局等との混信を生じないことを総務省が審査しますので、登録局に比べて混信等による通信途絶のリスクは低くなります。

<質問>

コミュニティFMの通信手段の1つとして衛星通信を使用して問題ないか。

<回答>

コミュニティ放送において、有線電気通信サービスや衛星通信サービスなど、他の事業者が提供する電気通信設備を中継回線設備として利用する場合は、当該設備が基幹放送の品質や安全・信頼性を維持するための技術基準に適合している必要があります（放送法第112条参照）。

なお、中継回線設備等の特定地上基幹放送局等設備に該当しない、一般的な用途で衛星通信サービスを使用する場合は、当該技術基準への適合は必要ありません。

<質問>

6GHz帯無線LANの屋外使用について制度制定の目途を伺いたい。

<回答>

6GHz帯無線LANの屋外使用については、諸外国における動向に留意しつつ、既存無線局との技術的な検討を行っており、令和6年度を目途に技術的条件を取りまとめる予定です。

<質問>

移行にあたっての補助制度について知りたい。

<回答>

国からの補助制度はございません。

なお、無線システムの移行に係る費用については、電波法で定める「終了促進措置」の仕組みを導入することを検討しています。

<質問>

- 移行に要する費用はどこまで負担してもらえるのか。条件はあるのか。
- 光回線への移行にあたり、山岳地帯への導入コストや通信費の負担はどうなるのか。
- 営業における機会損失は補償の対象となるのか。

<回答>

無線システムの移行に係る費用については、従来の例では、自己負担となるところ、今回の5GHz帯の移行に当たっては、電波法で定める「終了促進措置」の仕組みを導入することを検討しています。「終了促進措置」とは、認定開設者が、既存無線局の利用者の移行費用等を負担することにより、周波数の使用期限より早い時期の周波数移行を促進する措置のことです。

一般的に、終了促進措置で認定開設者が負担する経費は、移行に直接必要となる費用（設備の取得に要する費用等）となります。移行後の無線設備の運用、保守等に係る費用は、原則として対象外ですが、当事者間の合意がある場合にはその限りではありません。

今回の終了促進措置において認定開設者が行う費用負担その他の措置に関する事項については、開設指針（周波数割当てに係る指針）において別途定める予定です。

<質問>

移行に要する費用負担は令和7年度末時点での設置局に対してなのか。

<回答>

認定開設者行う費用負担の対象となる無線局については、今後、周波数割当ての際の指針の中において定めることを検討しますが、新規開設期限が令和7年度末までとなることから、現時点では令和7年度末以降に新たな無線局が開設されることはないものとして検討することとなる予定です。

<質問>

- 終了促進措置の今後のスケジュール及び金額を説明会で提示して頂きたい。
- いつどのように割当て（周波数移行）に関する協議が開始されるのか。

<回答>

終了促進措置に基づく移行スケジュール及び認定開設者が負担する費用の額については、終了促進措置を行う認定開設者との協議により決定されることとなります。

既存無線局の登録人等と認定開設者との協議に関する事項については、今後、開設指針において定める予定です。

<質問>

対象となる無線機の登録状況の確認方法を知りたい。

<回答>

登録局については、お持ちの登録状の「無線設備の規格」の名称が、以下のいずれかであるものが対象となります。

- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち基地局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち陸上移動局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち陸上移動中継局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち携帯基地局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち携帯局に係るもの」

なお、登録局は電波利用料をお支払いいただいておりますので、所在等が不明な場合は経理担当等にご相談いただくわかる場合があるかと考えます。

登録局の登録状況についてご不明な場合は、管轄の総合通信局または沖縄総合通信事務所までお問合せ願います。

<質問>

移行対象となる具体的な機器名を知りたい。

<回答>

具体的な機器名（機種名）については総務省ではわかりかねますので、P18を参考にご自身にてご確認願います。

なお、包括登録局の場合、開設届を提出いただく際に無線設備の製造番号や技適の番号（適合表示無線設備の番号）を様式に記載いただくことになっておりますので、届出の際の書類の写しをお持ちであればそちらをご確認いただければ機器名がわかる可能性があります。

無線設備の製造番号や技適の番号を確認されたい場合は、管轄の総合通信局または沖縄総合通信事務所までお問合せ願います。

<質問>

登録局の有効期限が1年以上あっても事前に更新することはできるのか。

<回答>

無線局免許手続規則第25条の14において、再登録の申請は登録の有効期間満了日の3か月前から1か月前までの期間において行うことが定められていますので、1年以上の残存期間がある場合に事前に更新することはできません。

なお、新規開設の期限後も周波数の使用期限までの期間においては再登録は可能です。

<質問>

移行システムを検討していく上では新たに機器の開発が必要になる場合も想定されるので、早期に5Gの認定事業者との調整が必要と考える。

<回答>

既存無線局の周波数の使用期限については、今回のアンケート調査の結果も踏まえ、十分な移行期間を確保できるよう検討いたします。

なお、既存無線局の登録人等と認定開設者の協議に関する事項については、今後、開設指針において定める予定です。

<質問>

- アンケートについて、どこまで回答が必要か判断できない。
- アンケートで選択肢が当てはまらない又はわからないものは空欄でよいか。

<回答>

今回のアンケート調査は任意のもので、どうしても回答が困難な場合は空欄で構いません。

ただし、アンケート調査のご回答は、皆様が運用されている登録局の移行に必要な費用、期間及び法令上の周波数の使用期限を決定する上で重要な情報となりますので、お手持ちの登録状や設備導入時の納品書類等をご確認いただき、可能な限り正確な情報に基づいてご回答をいただきたいと思います。